

第1章 日本標準産業分類の変遷と第11回改訂の概要

1. 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和24年10月に設定されたものである。

ここに刊行した「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）」は、平成5年10月の第10回改訂以降の情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に適合するよう全面的に見直したものであり、昭和24年10月の設定後の改訂としては第11回目の改訂に当たる。

ここで昭和24年10月の日本標準産業分類設定までの経緯及び平成5年10月の第10回改訂までの経緯を述べれば、概略次のとおりである。

我が国の産業分類が初めて作られたのは、昭和5年（1930年）第3回国勢調査のときであった。これより先、大正9年（1920年）第1回国勢調査のときに職業分類が作られているが、これは産業と職業が混在したような分類であって、明確に二つの分類に分けられたのは、昭和5年とするのが適当である。この産業分類は内閣訓令第3号をもって各省が統一的に使用するよう規定されたが、十分には効果を挙げることはできなかった。

その後、経済統計の発達に伴い、工業分類、農業分類等部分的な産業分類も作成されたが、これらの間の分類上の統一性が欠けており、解釈も区々であったため、同一の事業所が調査によって異なる産業に分類されることもあり、利用上多大の不便があった。このため、昭和15年（1940）第5回国勢調査のときに、我が国の標準産業分類を作成することとなり、関係各省庁の専門家の協力により、統一分類が作成され、各省次官の申合せにより、この産業分類の共通使用が図られた。

しかしながら、このときも、分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったため、形式的な統一のみに止まり、調査の結果数字に多大の差異が発見され、理路整然とした標準産業分類の必要性が痛感されていた。

戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスを実施することとなったのを機会に、統計委員会の下に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究が進められることとなり、各種の専門部会が設けられた。

この専門部会の一つである産業分類専門部会によって、標準産業分類の作成作業が昭和24年3月から開始され、同年10月に10進分類法（参考資料4参照）に基づく日本標準産業分類が完成した。そして、指定統計を始め多くの重要な統計調査に使用されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用については、昭和24年12月23日第12回統計委員会及び昭和25年4月28日の第17回統計委員会において審議された結果、統計法に基づく政令が制定されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用を政令に基づいて義務化するに当たり、第一に考慮されたのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査に対し、どの程度無理なく適用できるかという点であった。そこで、日本標準産業分類が昭和24年設定以降実地に使用された結果や、我が国産業構造の変化を検討した結果、この標準分類の改訂の必要性が認められた。改訂作業は産業分類専門部会で、産業部門別に設けられた小委員会ごとに行われ、昭和26年3月に成案を得た。こうして、昭和26年4月30日政令第127号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（参考資料1参照）が公布され、同時に日本標準産業分類の第1回改訂が行われた。

その後、我が国産業の変化などにより、本分類を更に我が国の実情に合致させる必要が生じたため昭和28年3月に第2回の改訂が行われ、また、武器製造業を新設するために昭和29年2月に第3回の改訂が行われた。

なお、この間に統計委員会は、昭和27年8月に行われた行政機構改革に伴い、行政管理庁に統合された。そして、行政管理庁に附置された統計審議会の下に設けられた産業分類専門部会が、標準産業分類に関する諸問題の審議に当たることとなった。上記第3回改訂は、昭和27年9月18日の第1回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会長にあてた諮問第1号（統計調査に用いる産業分類の基準の設定について）に対する第1回答申に基づくものである。

その後も、我が国産業構造の変化等を反映して各種統計調査での使用上多くの問題が生じてきたので、昭和32年5月に第4回の改訂、昭和38年1月に第5回の改訂、昭和42年5月に第6回の改訂、昭和47年3月に第7回の改訂、昭和51年5月に第8回の改訂、昭和59年1月に第9回の改訂、平成5年10月に第10回の改訂が行われ今日に至った。

なお、上記第4回の改訂は、諮問第1号の第2回答申に基づいて行われたが、その後の改訂では、その都度、改めて統計審議会に対し改訂に関する諮問が行われている。

参考のため、設定及び改訂について、統計審議会に対する諮問番号、諮問及び答申の時期並びに政令に基づく告示及びその適用の年月日を示せば、次のとおりである。

日 本 標 準 産 業 分 類 の 設 定 及 び 改 訂 経 緯

	統 計 審 議 会 関 係			告 示 関 係	
	諮 問 番 号	諮 問 日	答 申 日	告 示 日	適 用 日
設 定	—	—	(昭 24. 10)	—	—
第 1 回	—	—	(昭 26. 3)	昭 26. 4. 30	昭 26. 5. 1
第 2 回	—	—	(昭 28. 3)	昭 28. 3. 31	昭 28. 4. 1
第 3 回	第 1 号	昭 27. 9. 18	(1) 昭 29. 2. 12	昭 29. 2. 27	昭 29. 3. 1
第 4 回			(2) 昭 32. 4. 26	昭 32. 5. 1	昭 33. 1. 1
第 5 回	第 92 号	昭 37. 11. 19	昭 37. 12. 14	昭 38. 1. 12	昭 38. 4. 1
第 6 回	第 105 号	昭 41. 2. 18	昭 42. 2. 17	昭 42. 5. 1	昭 43. 1. 1
第 7 回	第 139 号	昭 46. 6. 16	昭 47. 2. 18	昭 47. 3. 31	昭 47. 4. 1
第 8 回	第 164 号	昭 50. 12. 5	昭 51. 4. 16	昭 51. 5. 15	昭 52. 1. 1
第 9 回	第 195 号	昭 57. 12. 17	昭 58. 4. 15	昭 59. 1. 10	昭 60. 4. 1
第 10 回	第 233 号	平 3. 6. 14	平 5. 7. 9	平 5. 10. 4	平 6. 4. 1
第 11 回	第 268 号	平 13. 2. 16	平 14. 1. 11	平 14. 3. 7	平 14. 10. 1

2. 日本標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点

(1) 日本標準産業分類改訂に関する統計審議会への諮問

総 統 企 第 22 号

平成 13 年 2 月 16 日

統計審議会会長

竹 内 啓 殿

総 務 大 臣

片 山 虎 之 助

諮問第 268 号

日本標準産業分類の改訂について

標記について、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

現行の日本標準産業分類については、平成 5 年 10 月の改訂以降の情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に適合するよう、その改訂について検討する必要がある。

(2) 統計審議会答申

統 審 議 第 1 号

平成 14 年 1 月 11 日

総 務 大 臣

片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長

竹 内 啓

諮問第 268 号の答申

日本標準産業分類の改訂について

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和 24 年に設定され、これまで 10 回の改訂が行われている。

総務省は、本産業分類について、平成 5 年 10 月の改訂以降の情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に適合させるため、昭和 32 年 5 月改訂以来の大分類項目の新設を行うとともに、各大分類に属する中・小・細分類項目についても新設、廃止等の全面的な改訂を行うことを計画している。

本審議会は、今回の改訂計画全般について、①情報通信の高度化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化への適合、②統計の継続性に配慮しつつ、統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設定と概念定義の明確化、③産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上等の観点を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改訂案

日本標準産業分類については、別紙「日本標準産業分類第 11 回改訂分類項目表(案)」のとおり改訂することが適当と認められる。

その主要な改訂事項は、次のとおりである。

(1) 大分類項目

ア 「情報通信業」の新設

電気通信分野と情報処理分野の技術の革新・進展、これによる関連産業の発展及び第10回改訂の際の本審議会答申（平成5年7月9日付け諮問第233号の答申）で提言している「情報化の進展等に対応した情報産業等新たな産業の分類上の格付又は新たな分類項目の設定等の在り方」を踏まえ、従来の中分類「電気通信業」、「放送業」、「情報サービス・調査業」等を見直し、中分類「通信業」、「情報サービス業」等によって構成される大分類「情報通信業」を新設する計画である。

これについては、情報の伝達、情報の処理・提供などを行う産業が拡大してきており、情報通信に係る産業構造の実態を明らかにする必要性が高まっていること、国際的な産業分類の改訂等に係る動きをみても、北米産業分類システム(NAICS)（以下「北米分類」という。）において大分類「情報産業(information sector)」が設定され、また、国際連合作成の国際標準産業分類(ISIC)（以下「国際分類」という。）においても「情報産業(information sector)」を補助分類とする動きが出ており、国際的な比較可能性も向上することから、大分類として新設することは適当と認められる。

なお、情報通信の分野は多岐にわたり急速な成長が見込まれること、映像、音声、文字情報制作に係る活動は、他の産業活動から生み出される情報の生産活動と分類することが難しくなること等から、今後、国際的な産業分類の改訂等の動向、各統計調査実施上の経験等を踏まえ、分類構成の在り方や「情報通信業」に取り込むべき事業内容について検討していく必要がある。

イ 「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」の新設

Lーサービス業は、全産業における事業所数及び従業者数のそれぞれ約4分の1を占めており、各種の経済活動が混在していることから、第10回改訂時の答申において「Lーサービス業の分割等大分類の構成の在り方」について検討するよう提言したところである。これを踏まえ、Lーサービス業のうち、医療、福祉に関する分野については、高齢化の進展による介護福祉に係る新産業の出現・多様化等がみられ、産業規模も拡大してきていることから、大分類「医療、福祉」を新設する計画である。また、教育・学習支援に関する分野については、教育機会の拡大、生涯学習の実践や余暇時間の増大等に伴い、産業規模が拡大していることから、大分類「教育、学習支援業」を新設する計画である。

これについては、国民生活における重要な分野である産業の実態が明らかになること、国際分類や北米分類等国際的な産業分類との比較可能性も向上することから、大分類として新設することは適当と認められる。

なお、新設する大分類Qーサービス業（他に分類されないもの）については、今後さらに、例えば、専門的知識・技術の提供に関する産業など、その産業規模が大きく、国際比較上意義あるもので、データが安定的に収集できる可能性のあるもの

について、その定義・範囲を調査・研究し、大分類として新設することの適否について検討する必要がある。また、この大分類に属する中分類「物品賃貸業」に含まれる「ファイナンシャル・リース」は、国際分類等において「金融・保険業」に属していることから、今後、企業における財務処理上の事務手続等の動向を踏まえ、統計調査における実態把握の可能性を見極めた上で、大分類「金融・保険業」へ移行することの適否について検討する必要がある。

ウ 「飲食店、宿泊業」の新設

Iー卸売・小売業、飲食店のうち「飲食店」は、食材等を購入、調理・加工し、場所を提供して飲食させる事業所であり、サービスの要素のウェイトが高まっていること、また、Lーサービス業の中分類「旅館、その他の宿泊所」に分類される事業所は、飲食の提供に係る収入(レストラン、宴会等)のウェイトが高まっていることを踏まえ、これらをそれぞれが属する大分類から分離し、大分類「飲食店、宿泊業」を新設する計画である。

これについては、「飲食店」と「旅館、その他の宿泊所」の産業規模が拡大しており、その実態を一体的に明らかにする必要性が高まっていること、国際分類等国際的な産業分類との比較可能性も向上することなどから、大分類として新設することは適当と認められる。

なお、その場所で飲食を提供する一方、テイクアウトやデリバリーサービス等料理品小売業を行う事業所が多くみられるようになってきていることから、今後、これら産業の実態を調査・研究し、現行の飲食店の定義・範囲の在り方について検討する必要がある。

エ 「複合サービス事業」の新設

Hー運輸・通信業の中分類「郵便業」及びLーサービス業の中分類「協同組合」は、複数の大分類にわたる各種のサービスを行い、いずれが主たる事業であるかを判別することができないという実態を有していることから、これらの中分類をそれぞれが属する大分類から分離し、大分類「複合サービス業」を新設する計画である。

これについては、郵便局と協同組合が行っている活動の特性からみて、大分類として新設することは適当と認められる。ただし、その名称については、両者の行っている活動が法的に特定の事業として種類や範囲が決められていることから、「複合サービス事業」とすることが適当である。

なお、この大分類に包含されることになる事業所が、今後、主たる経済活動によって分類できるようになった段階においては、その見直しを行う必要がある。

(2) 中分類項目

ア 新設項目

Fー製造業について、我が国における情報技術の進展とこれに関連する産業の拡大を踏まえ、利用上の便宜向上と国際比較性の向上を図る観点から、中分類「電気

機械器具製造業」から小分類「通信機械器具・同関連機械器具製造業」、「電子計算機・同附属装置製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」を分離し、中分類「情報通信機械器具製造業」を新設する計画である。

これについては、情報関連の製造業の構造変化を明らかにする上から適当と認められる。

ただし、「電子部品・デバイス製造業」は、あらゆる機械器具に使用される汎用性を持つもので、その産業規模が拡大しており、情報関連の製造業を分析する上でも重要な産業であることから、これについても、新たに中分類とすることが適当と認められる。

また、新設大分類「情報通信業」において、中分類「通信業」と「情報サービス業」のいずれにも分類し難い中間領域的な産業が発生してきている状況を踏まえ、これらの産業の受け皿として、中分類「インターネット附随サービス業」を新設することが適当と認められる。

イ 廃止項目

D－鉱業の中分類のうち、産業規模が縮小している「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」及び「非金属鉱業」を統合して中分類「鉱業」とし、F－製造業の中分類「武器製造業」を廃止して中分類「その他の製造業」の小分類項目として位置付け、及びJ－金融・保険業の中分類「中小企業等金融業」と「農林水産金融業」を統合して中分類「協同組織金融業」とする計画である。

これについては、近年の産業構造の変化からみて適当と認められる。

(3) 小・細分類項目

ア 新設項目

小分類項目については、「床・内装工事業」、「移動電気通信業」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「電気機械器具修理業」等を新設し、細分類項目については、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「訪問介護事業」、「特別養護老人ホーム」、「外国語会話教授業」、「パーソナルコンピュータ製造業」、「自動販売機製造業」、「娯楽機械製造業」等を新設する計画である。

これについては、我が国における技術革新や規制緩和の進展、消費者ニーズの変化等を反映した新たな産業形態の確立、既存産業の拡大を踏まえ、利用の向上を図る上から適当と認められる。

イ 廃止項目

小分類項目については、「養蚕農業」、「練炭・豆炭製造業」等を廃止し、細分類項目については、「銅鉱業」、「砂鉄鉱業」、「寒天製造業」、「絹紡績業」、「麻紡績業」、「旅客軽車両運送業」、「石炭卸売業」、「薪炭卸売業」、「古綿打直し業」等を廃止する計画である。

これについては、事業所数や生産量の減少など近年の産業構造の変化からみて、

適当と認められる。

2 今後の課題

今回の改訂審議においては、上記「1 今回の改訂案」で記述した事項以外にも分類体系の基本的事項等について検討を行ったが、以下の事項については、今回結論を得るに至らなかったため、今後の課題として検討する必要がある。

なお、社会経済の変化は従前にも増して急速かつ大きなものとなっており、日本標準産業分類についても、これに対応してより一層迅速かつ的確に改訂を行うことが要請されている。したがって、今後は、その実現に向けて基礎的な調査・研究を経常的に行うとともに、簡易な改訂を含め、各種統計調査の母集団情報として利用される事業所・企業統計調査及び国勢調査の実施時期を考慮しつつ、適時に改訂を行っていく必要がある。

(1) 大分類「製造業」の全面的な見直し

大分類「製造業」については、今回改訂において中分類項目の新設・廃止を含め大幅な見直しを行ったところである。しかし、今後も、需要構造の変化、技術革新の進展や生産活動の国際化の更なる進展等に伴い、国内産業構造が一層変化していくものと予想される。このような変化に対応した分類とする観点から、新たな情報処理技術の生産工程への導入、新素材の利用に伴う商品生産技術の革新等を踏まえ、全面的な見直しに向けた検討を行っていく必要がある。

(2) 大分類「林業」及び「鉱業」の在り方

大分類「林業」及び「鉱業」については、事業所数、従業者数等が極めて少ないことから、その在り方について検討する必要がある。

なお、林業については、農業との統合について検討したが、法令等により林業等に関する特定の統計データ（国勢調査）の利用を義務付けているものがあり、両者が統合されると当該データが利用できなくなるという支障が生じることから、統合すべきとの結論には至らなかった。しかし、日本標準産業分類は、統計調査結果を産業別に表示するための統計基準であり、産業構造の変化を踏まえ見直されるべきものであることにかんがみ、関係省においては、当該データを引き続き提供すること、あるいは、当該データを他のデータに代替することについて検討することが望まれる。

(3) 主として管理事務を行う本社等及び持株会社の分類上の位置付け

主として管理事務を行う本社等の活動については、近年、一括仕入れ・販売、広報等で果たす役割が高まってきているが、その実態が把握されていないことなどから、今後は、本社等事業所の活動内容等を調査・研究し、国際比較性の向上や統計の継続性にも配慮しながら、分類上の位置付けについて検討する必要がある。

また、我が国において持株会社の設立が解禁されたが、持株会社の取扱いについては、いまだ事業所数が少ないこと、今後の持株会社の進展が見極めにくいことなどが

ら、「日本標準産業分類一般原則」において本社等事業所と同様とすることとしている。
しかし、今後、持株会社の事業所数が増加した場合には、利用上の便宜向上、国際比較性の向上等を図る観点から、分類上の位置付けについて検討する必要がある。

別紙「日本標準産業分類第11回改訂分類項目表(案)」(略)

(3) 主要な改訂点

今回の改訂は、統計審議会答申に添付された別紙「日本標準産業分類第 11 回改訂分類項目表(案)」のとおりに行った。その内容は別紙「日本標準産業分類第 11 回改訂分類項目新旧対照表」のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

ア 改訂の基本的視点

- (ア) 情報通信の高度化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化への適合
- (イ) 統計の継続性に配慮しつつ、的確な分類項目の設定と概念定義の明確化
- (ウ) 国際標準産業分類 (ISIC) 等国際的な産業分類との比較可能性の向上

イ 改訂に伴う分類項目数の増減

区 分	大分類	中分類	小分類	細分類
現行項目数(A)	14	99	463	1,322
改訂項目数(B)	19	97	420	1,269
増 減(B-A)	5	△ 2	△43	△ 53

ウ 改訂の主な内容

第 4 回改訂 (昭和32年 5 月) 以来の大分類項目の新設。中・小・細分類項目についても、産業構造の変化に適合させるため、全面的に見直し。

(ア) 大分類項目の新設

① 「情報通信業」

電気通信分野と情報処理分野の技術の革新・進展等を踏まえ、「通信業」、「情報サービス業」、「インターネット附随サービス業」等 5 つの中分類で構成される大分類を新設

② 「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」

Ｌーサービス業は、全産業の事業所数、従業者数の約 4 分の 1 を占め、各種経済活動が混在していることから、産業の実態をより明確にするため、

- ・ 医療、福祉に関する分野は、介護福祉に係る新産業の出現・多様化等に伴い、産業規模が拡大していることから、Ｌーサービス業から分離して、大分類を新設
- ・ 教育・学習支援に関する分野は、教育機会の拡大、生涯学習の実践、余暇時間の増大等に伴い、産業規模が増大していることから、Ｌーサービス業から分離して新設

③ 「飲食店、宿泊業」

Ｉー卸売・小売業、飲食店のうち、飲食店はサービスの要素のウェイトが高まっていること、Ｌーサービス業の中分類「旅館、その他の宿泊所」は、飲食

の提供に係る収入のウェイトが高くなっていることを踏まえ、それぞれが属する大分類から分離して新設

④ 「複合サービス事業」

H－運輸・通信業の中分類「郵便業」とL－サービス業の中分類「協同組合」は、複数の大分類にわたる各種のサービスを行い、いずれが主たる事業であるか判別できないという実態を有していることから、それぞれが属する大分類から分離して新設

○ 大分類項目の新設により、国際的な産業分類との比較可能性が向上。

日本標準産業分類(JSIC) 第11回改訂	国際標準産業分類 (ISIC) Rev. 3 1989	北米産業分類システム (NAICS) 1997
H－情報通信業	(注)	51 情報産業
M－飲食店、宿泊業	H－ホテル及びレストラン	72 宿泊及び飲食業
N－医療、福祉	N－保健衛生及び社会事業	62 医療及び社会福祉業
O－教育、学習支援業	M－教育	61 教育サービス業

(注)2002年に予定されている国際標準産業分類の一部見直しにおいて、補助分類として「情報産業」が新設される予定

(イ) 中分類項目の見直し(新設22項目、廃止24項目)

① 新設

- i) 「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」
情報技術の進展とこれに関連する産業の拡大等に伴い、F－製造業の中分類「電気機械器具製造業」から分離して、中分類を新設
- ii) 「インターネット附随サービス業」
「通信業」と「情報サービス業」の両産業のいずれにも分類し難い中間領域的な産業の受け皿として、H－情報通信業の中に、中分類を新設

② 廃止

- i) 「金属鉱業」等
D－鉱業の中分類「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」及び「非金属鉱業」を廃止し、中分類「鉱業」とする。
- ii) 「武器製造業」
F－製造業の中分類「武器製造業」を廃止して、中分類「その他の製造業」の小分類項目として位置付け
- iii) 「中小企業等金融業(政府関係金融機関を除く)」及び「農林水産金融業」

(政府関係金融機関を除く)」

Jー金融・保険業の中分類「中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）」及び「農林水産金融業（政府関係金融機関を除く）」を廃止し、中分類「協同組織金融業」とする。

(ウ) 小・細分類項目の見直し

① 小分類（新設76項目，廃止119項目）

i) 新設

「建築リフォーム工事業」，「床・内装工事業」，「産業用運搬車両・同部品・附属品製造業」，「移動電気通信業」，「学習塾」，「教養・技能教授業」等

ii) 廃止

「養蚕農業」，「貴金属鋳業」，「原油鋳業」，「屋根工事業」，「練炭・豆炭製造業」，「代理商，仲立業」，「在日外国銀行」，「洗張・染物業」等

② 細分類（新設162項目，廃止215項目）

i) 新設

「娯楽機械製造業」，「パーソナルコンピュータ製造業」，「衛星放送業」，「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」，「ペット・ペット用品小売業」，「訪問介護事業」，「特別養護老人ホーム」，「中等教育学校」，「外国語会話教授業」，「エステティック業」，「ゲームセンター」等

ii) 廃止

「銅鋳業」，「井戸ポンプ工事業」，「寒天製造業」，「絹紡績業」，「経木・同製品製造業」，「木製履物製造業」，「馬具・むち製造業」，「旅客軽車両運送業」，「火薬類卸売業」，「石炭卸売業」，「古綿打直し業」等